

本人確認書類の提出

建設キャリアアップシステムの「技能者情報登録申請」では、登録する情報を正確に証明するために日本国籍の方、外国籍の方とも登録時に書類による本人確認を行います。現に有効な証明書類による本人確認ができない場合でもシステムには登録できますが、登録された情報が未確認であることがシステム上で明らかになり、システム内では本人確認ができた技能者と本人確認ができていない技能者の技能者情報は区別し、管理されます。

必要となる本人確認書類（写し）

日本国籍の方

●顔写真ありで現住所が確認可能な本人確認書類 すべての申請方法で申請可能

個人番号（マイナンバー）カード（写し）表面のみ 1点

個人番号（マイナンバー）カード（写し）



1点のみ提出でOK

※ 個人番号（マイナンバー）カードの写しは、必ず表面の写しのみを添付してください。裏面の写しを添付した場合は法律により受理できませんのでご注意ください。

運転免許証（写し）1点

運転免許証（写し）



1点のみ提出でOK

※ 住所変更がある場合は裏面の写しも必要です（現住所の記入があるため）。
※ 都道府県公安委員会の運転免許証のみ有効。

または

特別永住者証明書（写し）1点

1点のみ提出でOK

※ 住所変更がある場合は裏面の写しも必要です（現住所の記入があるため）。

在留カード（写し）1点

1点のみ提出でOK

※ 住所変更がある場合は裏面の写しも必要です（現住所の記入があるため）。

外国籍の方

●顔写真なしの本人確認書類（写し）を提出 窓口申請のみ

顔写真なし公的身分証明書（写し）の中から、氏名、生年月日、現住所が確認できる書類 2点

①住民票 ②健康保険証 ③年金手帳・ねんきん定期便 ④雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用） ⑤印鑑登録証明書 の各写しの中から計 2点提出

○

住民票
(現住所あり)(写し)



×

健康保険組合証
(顔写真なし・現住所なし)(写し)



+

+

健康保険証
(顔写真なし・現住所なし)(写し)



+

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
(被保険者通知用)(現住所なし)(写し)



計 2点提出


※ 記載事項に変更がない場合は、発行年月日は問いません。

個人番号（マイナンバー）カードの写しまたは運転免許証の写しが提出できない場合

●パスポート（写し）を本人確認書類として提出 すべての申請方法で申請可能


パスポート（写し）1点＋現住所が記載されている顔写真なし公的身分証明書（写し）1点

パスポート（写し）



+

住民票（写し）



計 2点提出

特別永住者証明書の写しまたは在留カードの写しを提出できない場合

●本人確認書類を提出しない場合について

上記の本人確認書類（氏名・生年月日・現住所のすべてを確認できる公的身分証明書）を提出しない場合は、建設キャリアアップシステムの申請方法が窓口申請のみになります。窓口申請の際も、所属事業者の代表者の同行と、所属事業者の代表者による、申請するご本人の主たる所属事業者であることを証明する「技能者の所属に関する証明書」が必要になります。また、建設キャリアアップシステムに登録される本人確認レベルが区別され、建設キャリアアップカードの有効期限が3年になります。

※「技能者の所属に関する証明書」は、建設キャリアアップシステムホームページからダウンロードできます。登録申請書受付窓口でも受け取れます。

登録申請書に添付する書類

建設キャリアアップシステムの「技能者情報登録申請」では、該当する下記の証明書類(写し)が必要になります。「→の数字」は「技能者情報登録申請書」に記入する項目番号です。

※登録する情報を正確に証明するための、証明書類(有効期限のあるものは有効期限内のもの)の添付を確認させていただいております。この場合、建設キャリアアップシステムに「証明書類の確認あり」の情報として登録します。一方、登録申請書に記載しても、証明書類の添付がない場合には「証明書類の確認なしの情報」として登録されます。

全員が必ず添付するもの

①本人確認書類(写し)
(4~5ページ参照)



②登録料金の振込受領書



コンビニエンスストアの
振込受領書

③建設キャリアアップカード
用顔写真



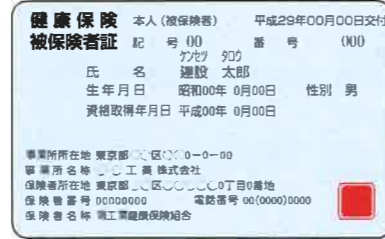
情報を証明するために必要な書類

●通称名証明書類(住民票等)(写し) → 4-⑤



●加入社会保険等証明書類

・健康保険(写し) → 6-①



・年金保険(写し) → 6-②



☆年金手帳(写し)

☆健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(写し)

●外国籍証明書類(写し) → 4-⑩



☆在留カード(写し)

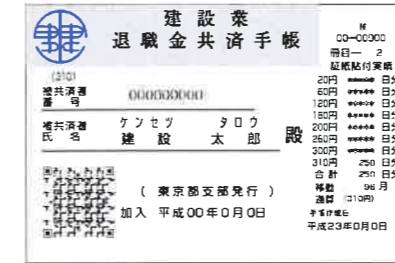
☆特別永住者証明書(写し)

・雇用保険(写し) → 6-③

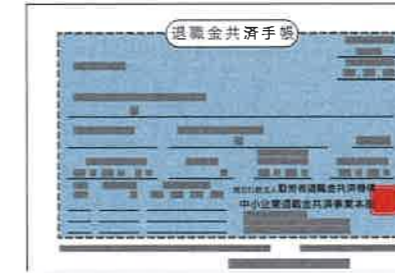


☆雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
(被保険者通知用)(写し)

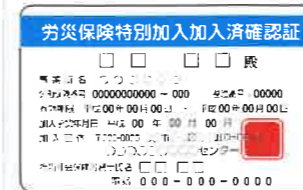
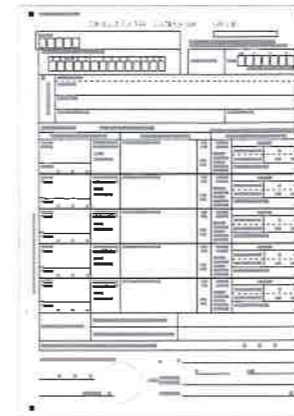
・建設業退職金共済制度(写し) → 6-④



・中小企業退職金共済制度(写し) → 6-⑤

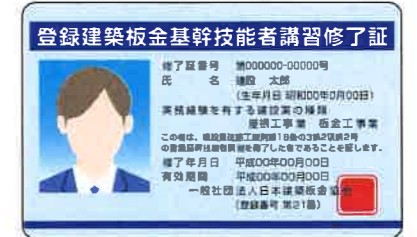


・労災保険特別加入(写し) → 6-⑥



●主任技術者になるために必要な学歴を証明する書類
→ 8-③

●登録基幹技能者証明書類(写し) → 9



●保有資格証明書類(写し) → 10



●研修受講証明書類(写し) → 11

●表彰証明書類(写し) → 12

●就業履歴データ連携認定システム証明書類(写し)
→ 13